



大殺祭 一丁
 鎮脚魂高祭 七丁
 青社年六月壬月 亭
 月次祭 五丁
 四月神衣祭 七丁
 六月月次祭 五丁
 六月神宮祭 七丁
 文廟四親長史時 五丁
 一遷奉大御宮 三丁
 西遷却宗神 三丁
 遷唐使時奉幣 四丁



久保季茲著

五

特別
 イ 4
 3163
 166(5)



貴
14
3163
166(5)



祝詞略解五之卷



久保季茲 編輯
矢部文載 校訂

大嘗祭 考云まづ上代ふを大嘗新嘗といふ分ち無く神代
紀ふ新嘗とあるを思ふに年々の事ならむ仁徳天皇紀ふ
新嘗とあるを何れとも知難し清寧天皇十一月紀に依り大
嘗供奉料遣播磨國司云々とあり又弘計天皇紀に右同事
を新嘗と書つれど是は共に即位の時の大祀の大嘗と聞
ゆ天武天皇紀ふ新嘗とあるも事のさま同じく大祀の大
嘗也あくて後文武天皇の神祇令仲冬常例の祭の條に大
嘗とあるは毎年の祭なり同令次條ふ凡大嘗者毎世一度
國司行事以下毎年所司行事在京諸司預祭事者也と有て一世一度

をも毎年なるをも共に大嘗とありかくて此式には新嘗
祭と記されたり然れば爰は大嘗祭とあるからはこの祝
詞に天津日嗣知看す始の大嘗の由の言あるべきに然事
見はず彼大嘗祭の時諸國へ御使立ちて幣を班ち玉ふ條
にも卯日に官にて諸社へ班幣の時にも祝詞の事は見
ずして新嘗祭の所には祝詞あり云々○大嘗祭日時五畿
七道の諸社奉幣たまふ事と十一月卯日幣を班ち玉ふ事
は其式に見ゆ新嘗祭の時幣を神祇官ふて班たせらるゝ
事を四時祭式の下にあり○新嘗祭奠幣案上神三百四座
並社一百九十八所此は古本云々前此は古本一百六座云々右中卯
日於此官齋院官人行事諸司不但頒幣及造供神物料度中
臣祝詞料准月次祭○大嘗新嘗を分ちしこと令より後い

つの御時よや續日本紀以下の史を考べし○後釋云こゝ
を毎年の祭の内なれば毎年の新嘗なる事は論なきを新
嘗と顯えさきて大嘗と題されたるも古の唱なれば難
はなし○今按し大嘗新嘗の事は記傳卷八に委しく見
えたるを考へ合をべし○神祇志料に云天武天皇紀元年
大嘗といふ事見えて其後四年五年なるをば共に新嘗と
云ひ持統文武相繼て大嘗を行ふ時は大嘗新嘗を分ち云
ふこと爰に始るもの明けし且年中行事秘抄に仁和書を
引きて國家大嘗會天武天皇御世より起るといひ皇年代
略記にも又同趣に云るは大嘗の始を云るに尤あらで新
嘗大嘗分ち云ふ事の始なる由あり○今按に此祭は高天
原にて天照大御神に始まり此國にては瓊々杵命の筑紫

大朝廷にて行ひ給ひしより今も絶えざること踐祚大嘗
 卯日神事辰日公事と分れし事この祭の状全く神今食と
 同じき事この祭は祈年祭等に五穀豊饒を祈り玉ふ報賽
 の御祭あること天武大皇紀五年なるは悠紀主基の事見
 えたれど毎年のにて踐祚大嘗に非る事その外くさく
 講義に説ける事あれど所狭ければ省けり○後釋云凡て
 大嘗新嘗は天皇の聞食すを主とする事よて神も奉り給
 ふも天皇の聞食さむとするよ就て先奉りたまふなり故
 古書に大嘗をば聞食とのみ云へり是天皇の聞食を主と
 する故也然れば神々に幣帛を奉らせ給ふも天皇の大嘗
 を聞食むとするよ依て奉りたまふにて此祝詞は其由を
 申させ給ふ祝詞よこそあれ神に大嘗を奉り給ふ祝詞に

は非ぞ大嘗に依て幣帛を奉り給ふ祭といふ事也抑世人
 大嘗新嘗は唯神も奉り玉ふをのみ主と心得たるハ古意
 にあらざ古書どもに此事を云ふ詞を心を着て能見は曉
 をべし即此祝詞に皇御孫命乃大嘗聞食奉爲故爾とある
 にても知るべし○記傳云於富爾閑の爾閑は新饗を約た
 るにて新稻を以て饗をもを云ふ名なり云々

集侍云々 講義云祈年月次祭例此に同ト但新嘗祭式に諸
 社の班幣を記されたる終に右中卯日於此官齋院官人行
 事諸司不と見ゆるを以思ふに祈年月次等の如く大臣以
 下諸司の共に預るにては無く唯神祇の官人のみにて供
 奉れりしものなり云々貞觀儀式大嘗祭條にも卯日平明
 神祇官班幣帛於諸神とありて諸司の供奉る事なり依て

思ふに大嘗新嘗ともに神饌を供せらるゝが本にて頒幣
は却て未なるが故かり云々

天社國社登敷坐留 講義云敷坐とは宮殿を建て其處に鎮

坐ことと云云々 家藏を建る地を屋敷と云々 ○祈年月次とも

に稱辭竟奉とあり彼が如きは此方より天社國社を定め

て齋き祭る由あるが此は其天社國社と神等の鎮在す方

を指て云るにて主客の相違あり云々

中卯日 講義云中臣壽詞に中都卯日と有る依て訓べし云

々

天都御食 考云紀一書に天忍穗耳尊を天降し玉はむとて

天照大御神の詔の中より以吾高天原所御齋庭之穗亦當御

於吾兒ちふに依て云るなり○講義云今此大嘗に當りて

皇御孫命の聞食し初る大御食を直に天津御食と申成て
祝給ふなり

相宇豆乃比奉 考云孝謙天皇紀の詔より天坐神地坐神乃相

宇豆乃比奉氏と宣ひ稱徳天皇紀に天地宇倍奈比由流之

天とも詔ませしんて宇豆奈比とは諾合と云ふ意均きを

知る云々○詔辭解云俗に神の納受し給ふといふに當れ

り○講義云万葉十八に天地の神安比宇豆奈比皇御祖の

御靈多須氣豆ともあり此言義は古事記に三貴子と見え

神代紀に珍子とあるとも大殿祭詞に依て宇都御子と

訓へき例なるが猶万葉六に天皇朕宇豆乃御手以又祝詞

に宇豆乃幣帛などある共より同じくして珍貴ふ意と憐愛

をむ意と物を盡し極めたる意と有て皆同類の言也 奈比は商

呪トなどの例にて物の並累る状の時いふ詞なり此を偕
乃比とも云ひ普通なり調償などの例有て奈比も同じ
皇神等の相宇豆乃比奉給ふ事状と何ぞと云に祈年月次
等の詞に見えたる御祈の事共を聞食感け玉ひて當年大
一年有て豊饒なるを云なりけり

茂御世爾幸閉奉止依志 講義云神代紀かゝる大御神の御詔
に以吾高天原所御齋庭之穗亦當御於吾兒也も葦原千五
百秋之瑞穂國是吾子孫可王之地也宜爾皇孫就而治焉行
矣寶祚之隆當與天壤無窮者矣ともある大御命を指て心
得べし又祈年祭に云く大忌祭に云く風神祭爾云くその
餘の諸祭ともに稻穀の御祈を主としたまふ事あるに此
は其天社國社の神々の御守護に因れる事を云るなり然
れば祈年月次等祭に御祈有て報賽の爲に行はせ玉ふ此

新嘗祭にあられば必其事を引出て幸奉止依志と宣る

事あり依志賜爾依氏といふ意味なり次句千秋五百秋も

平久安久聞食氏云くと有に對照して曉るべし本よ奉奉

平久安久聞食氏 講義云上に皇御孫命乃大嘗聞食奉爲故

爾とある其大嘗を千秋五百秋に平けく安げく聞食と也

豊明爾明坐奉 記傳云豊明は登余能阿迦理と訓云く豊ハ

例の稱辭。明えもど大御酒を食て大御顔の赤らま坐せる

を申せも言にて祝詞に豊明も明坐とある是也又赤丹穂

爾聞食とあるも同事にて御酒を食て御顔の赤るを申せ

ること統紀も黒紀白紀の御酒を赤丹乃保仁多末倍惠良

伎と有を以知べし此ハ常の御顔を申すにハ非也御酒を

食て赤らみ坐す由なり右の續紀の文にて知るべし又大嘗祭詞爾は御食とのと有て御酒の事は云さるにも豊明爾云、と有の如何と云に凡て御食と云は御酒も其中に見る内は_一大嘗の_一殊_一御酒を重くと玉ふこと云も更なり中臣壽詞の文を以知るべし然れば豊明爾明坐と云は元彼登余本岐本岐或は神集爾集又伊豆乃千別爾千別氏なご云格の語あるが即ち其宴乃名とは成れるかり○講義云職員令の大嘗の義解に朝者諸神相嘗祭夕者供新穀於至尊也と有て諸神乃相嘗も至尊の聞食すも同日の事をりけむを中古より卯日の神事にて辰日豊明節會あり云、○今按は此職員令義解の文のあととは別は云ふべし講義の説も信ひ難きことあり

荒妙爾備奉氏

講義云爾辭乃下爾至迄爾の字を加へて意

得べし

事不落 考云事を漏さど也○講義云祈年月次二詞は事不過とあり同事かから言様は依て其義は少異あり此は其幣帛を主といひ彼は其祈言を主と立たるなり○公事根源新嘗祭の條に云新嘗祭は神今食に同じ平手の數十二かり其外は替らき是を今年の初穂を神に奉らせ給ふ義なり○同書神今食乃條に云大較は大嘗祭の神饌の義に同ト云々伊勢天照大神を勸請申されて天子御身自ら神饌を供せさせ給ふにや云々○今按は此祭の大略を諸書の此祭また神今食の儀式を合さていさか記さば十一月中卯の日早旦神祇官にて新嘗の班幣あり

神名帳に新嘗とあり

る社々にて此時の祝詞 其夜戌刻に乗輿神嘉毀に幸す主
 殿寮御湯を供す神祇官大殿祭を仕奉る祭に預る司人各
 く事を執り神座を敷く神座は南枕にしてまつ一丈貳尺
 上に九尺の疊七帖その上八重疊を敷き八重疊の下に坂
 枕を敷く御衾を疊の上より奉る神座の東に異に向て半帖
 を敷き御亥一刻に采女時を申し宸儀神殿に進み給ひ宵
 座ととも 亥一刻に采女時を申し宸儀神殿に進み給ひ宵
 の神饌を奉らせ給ふり神饌は御飯鮮物干物菓子汁物等な
 寅一刻 此と貞觀儀式より白酒黒酒は本柏をもて之を漉ぐ
 一刻に還御了りて大殿祭あり辰日豊明の節會なり
 一刻に還御了りて大殿祭あり辰日豊明の節會なり
 〇に云今年の稻を神に奉り給ひて今日君
 も聞召し臣下にも賜ふ節會行はる云々

鎮御魂齋戸祭 考云四時祭式に 十二鎮御魂齋戸祭云々右
 於官齋院中臣行事と云り此は神祇官の齋院を齋戸とい

ふ清和天皇紀に神祇官の西院齋戸神殿とあり是即八神
 を齋奉る所也かくて貞觀儀式この四時祭にも十一月中
 寅日哺時宮内省よて行はる御魂鎮の事は委しくあり
 て此十二月なるは此式のまにこて他に見えど後世江次
 も見是は大臣などの參集も無くて輕き祭よやあらむ然
 るを彼宮内省の重き祭には祝詞の事見えむして此齋戸
 祭にのみかく祝詞の有えおほつかなき事あり儲この齋
 戸の祭に幣をその外の事いさゝか式に記されて事の状
 明かならむ依てかの十一月行はる事を左に引て此祭
 の大概を知らしめむとするなり
 鎮魂祭 中宮准之但神八座 神魂高御魂生魂足魂玉留 大直
 更不給衣服神八座 魂大宮女御膳神事代主
 日神一座云々右其日御巫於官齋院春稻籩以鹿管炊以韓

竈訖即盛蘭筭納櫃居案神部一人執向祭所供之云々右中
寅日嘯時中宮鎮魂之日祭之五位以上及諸司官人參集宮内省さて
内侍御服を持って内より出大膳造酒司八代物を供給ひ次
は猿女を参らす時に大臣式部を召て諸司をまゐらせ治
部を召て歌女を参らせ大藏に鬘木綿を給はせ神祇伯御
琴ひき笛吹を召て合さしめ歌者始奏神部堂上にて手を
拍ち事を擢す御巫猿女舞終りて神祇五位一人侍從二人
宮内丞一人内舍人二人大舍人二人次を以進て庭に舞并
官宮内省を喚て酒食を賜ひ三度の後拍手て退是より前
棚上に槽を伏せ案上に御衣を置かの琴笛を仕る時御巫
右の棚の下にて舞ひ中臣絲を結ぶ御巫その宇氣を梓よ
て突鳴らす間に内侍御衣の筥を開て振動かすかくして

其御魂結の糸を御竈の神鍋へ入て封る事など江家次第
抄に委し○この祭の起れる事は古事記に天照大御神天
岩門に隠れまし云々天宇受賣命日影を鬘に繫げ眞柝を
襪として小竹葉を手草に結て天岩屋戸に汗氣伏て踏轟
かし爲神懸云々神代紀覆槽云于該又紀に猿女遠祖天細女命則手
持茅纏之鞆立於天石窟戸之前巧作俳優云々これらの事
をうつしてあす也然れば天皇の御魂の岩戸隠れし玉え
ぬ爲の祭ある事知べし古語拾遺に鎮魂之儀者天細女命
之遺跡則御巫之職者應任舊氏云々と云は然ることな
り○舊事紀に天神詔授天璽瑞寶十種云々又云磐余彦尊
元年十一月庚寅宇麻志麻治命初齋神寶奉爲帝后鎮祭祈
請壽祚其鎮魂之祭自此而始矣と云は彼十種神寶ちふ

ものより附添たる説にて皆取に足す云々○今按よ考に
はかく舊事紀を取られねと此を實に正しき古傳の有
を記したる物と聞ゆれば信用べし考説は却りて委し
らぬ○後釋云齋戸は伊波比度と訓べし戸は借字にて處
の意なり此は神祇官齋院の事にて八柱神等を齋祭る處
ある故に齋戸と云かり斯て此祭は彼處にて行えり故
に齋戸祭といふ抑此祭に限りて其行ふ處を以て祭の名
とする事は彼十一月に宮内省にて行はるゝ鎮魂祭ある
故に其と分む爲に處の名を以いふなるべし借その十一
月の鎮魂もある上に又此祭とある故はこの祭は御坐所
に平かに坐坐むことを祈り給ふを主とする祭にて鎮御
魂と云も御坐所は鎮る由なり然れば此祝詞初に大殿の

事をいひ終に平久御坐所爾令御坐給止云々といへり○
講義云四時祭式云々此條の末に右於此官齋院中臣行事
と有を以て考ふるに彼鎮魂祭の如く諸司の預る所に非
きてして神祇官にて其官人のみの行ふ所なるが故に殊に
其式をも載出されざるなりけり又其日を何日と載られ
ざるも其宜き日を十二月の中にて定めて行えり事なる
が故なるべし云々彼鎮魂祭は御魂を招殖す神事この齋
戸祭は其鎮魂祭に結びたる御魂緒を齋戸は鎮祭るにて
御坐所と有も彼齋院に坐八神殿に坐る事下に云が如く
必別々の事ならざ同事の前後の序なるものありされは
右の鎮魂にち御巫以下の人々に種々の所作ありて祝詞
無く此鎮御魂齋戸祭の本官にて中臣の執行ふとはいへ

とも尋常の神事の如くなる故に祝詞のみありて異なる所作なきかり偕此詞の体凡ては古からき今京以降の語格も且くは交り令及び儀式ともに此事を載られき唯此四時祭式にのみ記されたるをもて當時殊に故有て出來る神事からむを猶行はれどして延喜以後には絶たるらむかと思ふは然らず詞に自此十二月始來十二月爾至万五爾とあれば申す迄もなく恒例の神事なるは其跡の全に物に見えざるは就て考ふるに十一月宮内省にて行はるゝ鎮魂祭の魂管を十二月に當て神祇官齋院に鎮め替るかむ此齋戸祭には有べき然思ふ由は三代實錄に貞觀二年秋七月廿七日甲辰偷兒開神祇官西院齋戸神殿盜取三所齋戸衣並主上結御魂緒等とあるにて魂匣を收奉る

所在なること著明ければなり三所齋戸衣とは天皇中宮春宮の御事を申せりと聞ゆ然れども十一月なるが主たる祭にて十二月なるはを齋戸鎮祭給ふ事にて事輕きは似たり是を以て諸史ともに十一月あるをのぞ記されて十二月なるを省るゝ例と見えたり十二月とはいへども定れる日とて有さしべ然れば鎮御魂齋戸祭と古來訓來ることにはあれども鎮御魂齋戸祭と訓み改むべきなりさて其御魂とは彼鎮魂祭の御魂匣を云かり中宮春宮云々講義云神名式に依て考るに神祇官西院坐御巫等祭神廿三座並大月次新嘗とある中は御巫祭神八座並大月次新嘗中宮東とありて八柱神の御名を載られたり此御巫を祝詞は御巫とあり右社とは何も御巫の齋奉る中に

珠_一此八神は鎮魂の神に坐が故に中宮よりも東宮よりも御巫を附進せられて祭らしめ給ふなり然れば天皇の御は大御巫此を守り中宮東宮のは各其巫ありて此を主る事也と見えたり故祭式ある此條下にも中宮准之と見え又別條_一東宮鎮魂齋戸祭とは有なりけり又鎮魂祭中宮准之又己日哺時云々供東宮鎮魂とも見ゆ十一月中寅日宮内省にて鎮魂祭を行ひ給ひて御魂緒を結び御魂筥に収め十二月に至てそを右の齋戸に鎮奉り去歳の舊に易ふ此を鎮御魂齋戸祭とは云なりさて鎮魂祭に御靈を殖したるを御魂匣に収て齋戸_一鎮祭る事はしも右の八神ハ祈年祭の下に説る如く天皇を始奉り天下人類の身体を守護給ふ神に坐す故_一その神等の齋戸を御魂の御坐所と爲たまふ

事なり云々

高天原爾云々安國止定奉氏 講義云此は皇孫命の顯國を所知して大御世の定めし初を云るかり安國止定奉氏にて文勢落着して下へ聯かぎ此までば天皇の御事以下は八神の御在所にて所謂齋戸の事あり思混べからぎ云々安國と平久所知食止定奉氏といふ意味なり如斯省_一過たる状あるは此は鎮魂の事にこそ專と要われ此國所知食す事の委しきには及ぶまじけれはかり

下津磐根爾云々天之御蔭日之御蔭止稱辭竟奉氏 講義云此は彼神祇官西院坐御巫祭神八座乃鎮座す宮居の事也上より聯けて見る時かくいふ例は春日祭詞に下津磐根是非ぬ物損ひあり爾宮柱廣知立高天原爾千木高知豆天乃御蔭日乃御蔭止

定奉 互貢流神寶者云々とある是なりこの稱辭竟奉氏より後段なる奉御衣波云々と有ともても天皇の御上を云るには非る事著きを猶天皇の宮殿の御事に稱辭竟奉といふ例をかきをも思ふべきなり

奉御衣 講義云上なる稱辭竟奉氏より續けて心得べし彼八神殿に奉らせ玉ふなり上に引る三代實錄に三所齋戸衣とあるを以思ふに天皇中宮東宮共に大御身自召させ給ふ大御衣を結御魂緒と共に齋ひ納めらるゝかりけり然れば此幣物には漏されたるべし下に宇豆乃幣帛波云々と條目と別られたるに心を着けて考ふべし但絶一正下の御衣の料ならむも知べからず云々

上下 考云古事記に伊邪那岐命の祓に御衣御裳御禪あり

又同記應神下氷壯士誓霞壯夫云避上下衣服とありて次に織縫衣禪云くと有は禪を下と云たれと猶それにはあらで彼御裳をこそ下とはいふべくおほゆれ云々○講義云上下とは天皇東宮の御は御衣と御袴なり中宮の御は御衣と御裳なり備奉るとある上は袍下衣單衣表裙下裙袴單袴帔髻髮襪領巾等に至るまでも男女共に悉く不足事かく備たるを云なり然云ふ由は古事記云々避上下衣服云々織縫衣禪及襪沓云々と有にて上下と云事著ければなり云々○今按に記傳よ上とは衣をいひ下とは袴と云へりとして吉部秘訓抄かどを引て諫されたり右に引る考の説少し疑とさふとあれと思ふ旨ありて載たり尙この事別に云べし

自此十二月始云々齋比鎮奉止申 講義云此段は彼鎮魂祭の御魂匣と天皇中宮東宮の御魂として八神の御坐所の齋院イヒノに平けく令大坐給へと祈申させ給ふなり○自此十二月は去年の舊きを當年の新しきに改めて納替るを云り來十二月爾至万氏爾ニ當十二月に鎮祭るは來年のなり是以來十二月爾云々とは云ふなり倍此に付て思ふに古は庶人ニ至迄も皆此魂祭をハ物トけるにや詞花集に曾根好忠魂祭る年の終に成にけり今日にや又も逢はむとすらむと詠るかど亡魂を祭る事は聞えさればなり一首の意は魂祭する十二月に成ぬ此事を物ずるは眞幸くて又來年の今日に逢はむとするならむといふ事なるを思ふに極めてこの鎮御魂齋戸祭を見擬ひ行ふが故也

云々御坐所は天皇の御坐所を云にあらむ謂ゆる齋戸にて八神殿の御事也云々十二月某日は月の中に吉日を擇び用ゆるなり齋比鎮奉止申ニ十一月鎮魂祭の御魂匣を右の八神の御坐所の齋處に鎮め祭らせ給ふとあり○今按ニ此詞は考に論はれたる如く不審カきこと多かり然るを講義に考の説を謬として本文のまゝに解たること上ニ引出ぬるが如し此説の中には信け難くおほゆることもあれど古書なるべき限り原文のまゝに解くべくおほゆる故に今姑く其説に據れりおほ鎮魂祭のことには講義また伴氏の鎮魂傳などにも委しく予も思ふ由ありて記し出むとすればすべて爰ニは洩せり

伊勢大神宮 考云崇神天皇六年に倭の笠縫邑に齋ひ奉り
たるを垂仁天皇二十五年に大御神の教へ玉ふまに
伊勢國度會縣五十鈴川上に齋き奉りしこと紀に見ゆ
が如しかくて古事記に天御孫命天降坐す時に曰く天兒
屋命布刀玉命天宇受賣命伊斯許理度賣命玉祖命并五伴
緒矣分加而天降也於是副賜其遠岐斯八尺勾瓊鏡及草薙
劍亦常世思兼神手力男神天石門別神而詔者此之鏡者專
爲我御魂而如拜君御前伊都伎奉以思金神者取持前事爲
政此二柱神者拜祭佐久々斯侶伊須受能宮次登由宇氣神
此者坐外宮之度相者也云々○今按に此大御神の御事は
延曆儀式帳また倭姫命世記などよその遷幸のことども
詳し見えたれど事長げれば爰よは云はせさて考になほ

種々云れたることあるを後釋よも既に考に此に云はれ
たる事どもの中に誤いと多しとある如くおれば凡て引
出せ又講義には甚委く云るを中々に精密に過て紛らは
しければ此はた一向に記さざむ

○ 二月祈年六月十二月月次祭 考云是より下の六の祝詞
伊勢大御神の宮よむかひて御使の中臣の宣り申すなり
○ 講義云神宮の例年中三節祭と云て殊に重きするは六
月十二月の月次祭と九月神嘗祭と合せて三節あり云々
○ 講義云祈年祭詞は既よ上に出さる天社國社のと朝廷
よては等しきを此に又此詞あるは諸社の尤神主祝部を
召上せらるゝを神宮よは御使を以奉らせ玉ふが爲にて

の詞は作られたる也所以^{コト}に^ニ躰裁も甚古くはあらざるなりかくて凡ての事ども其辭別の文に盡されたる故に此ハ其御使の幣帛を贈り奉らせ給ふ由の事なり○今按^レ此等の祭の儀は延曆儀式帳などに委^レ講義は書ども引出たれど所狭ければ今は盡く省きて載せず
天皇我大命以^レ氏 考云こは殊に皇御孫命と有べきに臣民に宣坐る大命の如く有えおほつかなし○古き祝詞神賀詞を合せ見るとに神に告げば必^レ御孫命とあるなり然るに今の京に書る春日平野久度古開まぬ此大神宮へ奉り玉ふ詞は天皇の書れたるは如何なる故か有けむ○今按^レ此は世降ちては古の格は漸失れたる故なるべし大神宮の詞はすべて古からぬを思ふべきなり

度會乃宇治乃五十鈴川上 考云今の神宮この川つらかり云々○今按^レに度會は伊勢風土記に夫所以^ニ號^ス度會者畝傍^ノ櫃原宮御宇神倭磐余彦天皇詔大日別命覓國之時云々大國玉神遣使奉迎天日別命因令造其橋不堪造畢于時到令以^レ梓弓爲橋而度焉爰大國玉神資彌豆佐々良比賣命參來^下迎相土橋郷岡村村云々度會焉因以爲名也とあり宇治も五十鈴も地名なりこの五十鈴を字に就て五十の鈴の天より降りし由に云ふ倭姬命世記にも出て古き説ながら據るに足らず
下津石根云々 講義云下津磐根に齋き奉るといふ事あり云々これにて事も無く聞えたるを考に石根の下に數言を畧き過して理なしとあるといかゝあらむ
常母進留 講義云齋内親王奉入詞に依恒例とある如く常

住不斷の事に成てあるを云へり此詞より始めて伊勢に幣帛を奉らせ給ふ詞は皆あるあり

某官位姓名云々 講義云神祇令に凡常祀之外須向諸社供幣帛者皆取五位以上卜食者充唯伊勢神宮常祀亦同と有て古くは異姓の人をも用ゐられたれども後には中臣一姓の人を以祭主に補せられて他姓を用ゐられぬ事となり云々

令捧持 講義云御使の中臣に捧け持しむるを云こは上ある祈年祭詞に皇御孫命の宇豆能幣帛乎稱辭竟奉久止宣とある其を指せる事いふも更也

御命乎 講義云上は天皇我大命以互とある對照なり
申給久 考云上の申より下まで三の申は御使の申す由也

○講義云御命を申給とある御命は此詞なる常進留二月祈年大幣乎云々とあるそれとして事無き狀なれど猶足ばぬ心ちす此御命と云ハ例の祈年祭第一と其辭分とを指て云ふかるべし然らざれば彼に宇豆の幣帛と云ひ此に大幣と云ては事別々なるが如くなれハ祭月次祭も之に大神宮式六月々次祭の條に先使中臣申詔刀次宮司宣祝詞とあるを思ふに使中臣が詔刀は此詞を幣帛に附て申し宮司宣祝詞は彼祈年月次ともある詞と辭分とを宣て稱宜内人等に其由を承諾らしめ彼詞は稱宜内人より大前に申さしめ玉ふ事諸社の例に等しかるべし但儀式帳祈年祭の條宮司從版位進告刀申とあるは其例とも違へるが如くなり

○ 豐受宮 考云あは登與宇氣あるを與宇の約由かれは登由氣と申すぞ古言の例なる然るを古事記の今本に登由宇氣と書しは後にゆくりなく書そこなへるなるべし又後世登與氣と申すえいよ、古言知らて字に付て訓る俗のじざなり○大神宮式は豐受大神一座相殿三座この登由氣大神は既は大神祭の條に申せる如く五の穀を始めて上が上下が下まで人の生榮ゆる物の御祖にましませは日大御神に並次て崇え奉るちふ事諸人の云るもいとく誠に然ぞ有べき云々○今按に考に此宮の御事くさくさ云れたれを鈴屋翁の辨へられたる如く違へる事多ければ凡て引出ぞ又此宮の御事は外宮儀式帳等の書に委

しきを見て知るべし○考云此所に右同祭といふ言落しものなり前後に此類多し本のいと亂れたりけむ度會乃山田原乃 考云度會郡沼木郷山田原に坐こと式に見ゆ○今按に此所に鎮坐の事儀式帳に見えなり伊勢の五部書は種々の事あれと信難きこと先哲の説の如し講義にも説あれと予は信難く思へば引出せ御命乎申給止申 講義云登由氣儀式帳は即大神宮司上版位告刀申とある是より

○ 四月神衣祭 考云神祇令は孟夏神衣祭義解爾謂伊勢大神宮也此神服部等齋戒潔清以參河赤引調糸織作神衣又麻績連等績麻以織敷和衣以供神明故曰神衣この儀等式に

委しさて神服部が織は絹也赤引糸即ち蠶糸にて參河の
神戸より献りて伊勢の多氣郡の服部等服部郷に在て織
るなり又麻績連等は同郡麻績村に在て麻を以織るなり
式は服部戸二十二烟麻織戸二十二烟といへりこの和妙
荒妙右二氏の者始從祭月一日織作至十四日供祭その數
は大神宮和妙二十四疋荒妙八十匹とあり豐受宮の數は
落たり荒祭宮の料のみあり六月々次祭に大神宮に赤引
糸四十鈎度會宮は同糸三十鈎とあれば是は准へて知べ
し○後釋云考説叶はぎ神衣祭は大神宮にのぞ有て外宮
にのみあき事なるを考漏されたり○講義云此祭四月九月
共に十四日にあり云々こは皇大神宮と荒祭宮に限り行
はるゝ神事あり○神衣祭の起源は神名秘書に機殿儀式

皇大神御坐高天原之昔云々殖桑葉於天香山以所養蠶之
御糸云々とある此時は何時か有らむ師説にいはれたる
如く神代紀に保食神云々とある其時なること云も更な
り此時の新嘗は朝廷の大嘗神宮の神嘗祭の起なるを合
せて思ふべし

服部 今按に姓氏錄に服部連天御梓命之後也と見え神宮
雜例集に引る神服連等の解狀に於神衣勤者掛畏天照坐
皇大神御坐高天原之時以神部等遠祖天御梓命爲司以八
千々姫爲織女奉織云々とあり
麻績 今按は古語拾遺は令長白羽神伊勢國麻績祖云々種麻以爲青
和幣と見え姓氏錄に神麻績連天物知命之後也といひ天
神本紀は天八坂彦命伊勢神麻績連等祖とあり

和妙荒妙 講義云大神宮式に和妙衣者服部氏。荒妙衣者麻
績氏。各自潔齋始從祭月一日織作至十四日供祭とある是
なり

申給止久申 講義云儀式帳に宮司常例告刀申とある是也
如是申進 講義云上かゝるは宮司の直に神宮に向て申す
なるとが故に申給止久申といひ此あるは宮司其祝詞を申し

て後、大神宮の禰宜内人に宣て其宮に申さしめ奉る事
なる故に是に於て稱唯あり建久行事記に玉串大内

人詔刀申 彼宮下部俄石 なるは是なり 考に此稱唯上に

云れたるも儀式帳に宮司常例詔刀申といひ落しなると
たるなめり但そを大神宮式に宮司宣祝詞とあるは六月々
は申と宣との二を兼たる故に然云へり其差別は六月々
次祭の條に中臣申詔刀次宮司宣祝詞とあるが如く此云
分てるに子細

あるが故也

禰宜内人 考云式、二所大神宮者禰宜大内人每旬率物忌
父并小内人戸人等分番宿直荒祭宮にも内人二人物忌小
内人各一人と有りさて禰宜は職事内人は番上也 戸人は
り 人なり ○今按になほ禰宜内人の事は次の月次祭の下にも
出たるを見よべし

六月々次祭 考云上に二月祈年六月々次祭と標して祝詞
あるに最初に出たる神祇官の二月と六月の祭と同ト祝
詞あるが如し然るをこゝに重ねて六月々次祭とて祝詞
乃異なるを思ふに上なる天皇乃御使中臣の宣る詔刀
言こゝに擧たる大神宮司の申す祝詞也此條また四時
祭式の同宮の祭の條にも使の中臣申詔刀次宮司宣祝詞

と云ふ是かり其儀の式に六月十六日祭度會宮十七日祭
大神宮其儀十五日黄昏以後禰宜率諸内人物忌等陳列神
御雜物訖亥時供夕膳禰宜内人等奏歌舞十六日平旦齋内
親王參入度會宮至板垣門東頭下輿入外玉垣門就座於東
殿門内東西各有一殿東殿設齋内親王座左右設命婦等座
西殿設女孀等座訖即神宮司取鬘木綿入外玉垣門北向而
跪命婦若女孀出受以奉齋内親王拍手而執着鬘神宮司又
持太玉串著木綿質木是名太玉串入同門而跪命婦亦轉奉齋内親王拍
手而執捧入内玉垣院門就座席命婦若女孀二人陪從避席進前再拜
兩段命婦不拜訖玉串授命婦命婦受轉授物忌物忌受取立瑞垣
門西頭齋内親王還就本座然後禰宜刀着明衣衣冠并用生絹大神
宮司着當色並執太玉串禰宜立前大神宮禰宜立左右次宮司

次幣雜物并馬單行陳列次朝使進入外玉垣門當内玉垣門
並皆跪先使中臣申詔刀次宮司宣祝詞訖物忌内人等昇幣
帛業入奉置瑞垣内財殿齋内親王并衆官以下再拜拍八開
手次拍短手再拜如此兩遍既而衆官退出即使及宮司以下
向多賀宮齋王不向再拜兩段拍短手兩段退就解齋殿給酒食訖
入外玉垣門供倭舞先神宮司次禰宜次大内人幣帛使次齋
宮主神司次寮允以上一人酒立女一人持柏一人每舞了人令
采女供奉或用女孀不參飲柏酒但件酒立女齋王參祭之日
之時用禰宜内人等妻子次禰宜大内人妻訖齋宮女孀四人
供五節舞次鳥名子舞十七日參大神宮其儀同度會宮祭荒
同多賀宮賀宮○講義云六月十二月々次祭ともに朝廷の御神事は
十一日なり儀式祭式とも大神宮幣帛ハ置別案上差使
遣之とあり然して其使の到着て十六日ハ度會宮十七日

は大神宮の御神事ある也大神宮式に使中臣申詔刀次宮
司宣祝詞とあるを以見れば使は中臣氏の人々を任る
御定かゝ事既_レ祈年祭條に云り兩宮とも儀式帳に
宮司の告刀申_ルことこそは見えたれ使中臣の詔刀申す由
は見えき斯在は當時使中臣は只幣帛を奉るのみの御使
にて中臣は詔刀を申す事は有らざりしなり然れば宮司
の宣_ル所と中臣の申す所と何れか其異あるべき_レ付て
考ふるに宮司の宣_ルハ上_レ出たる六月十二月_レ次祭の
條に出たる天社國社と大神宮辭別と此二つにて有ける
が宮司の宣_ル所と古くして中臣の申す詞は後_レ成れる
なり云_レとて古くは右の天社國社の詞よて幣帛を進ら
る_レ由を宣り辭別にて御祈の事どもを申さしめ玉ふな

るが云_レ右の月次祭詞并に其辭別とふに神祇官にて大
神宮に申さしめ玉ふ詞を使中臣に宣_ル所にこそありけ
れ中臣は伊勢に向ひ大宮司をして禰宜以下の人々に宣
しめて共に皇大神の御前に申すことなりしかば其詞
を用_ル内にも其取捨無_レハ有_レべからを所以に右の月次祭
詞を御前にて申す時には何_レ社と雖各その異なるべき也
然れば上に出たる二月祈年六月十二月_レ次祭詞の如き
は必き古來より用來_ル所なるべきかり然れども其辭別
に至てハ文を甚く換られて神宮にて其句を採て天津祝
詞の太詔詞と云て其詞の中に加たりし事此月次詞の如
しされど此二詞ともに延暦以後に定めりと聞えて休裁
甚古くもあらざるハ式に使中臣申詔刀宮司宣詔詞とあ

る如く成る頃の所業かり是以て上に六月、次祭詞と辭
別て有て此は六月、次祭詞と辭別と同一事の二つある
なりけり○さて大神宮は云々度會宮に至ては月次神
嘗祭ともに御使を以令獻給ふ幣帛の詔刀ありて彼大神
宮司の充奉る國々の神田所々の神戸の献物に付ては別
は祝詞ある事なり云々思ふに度會宮の万事を大神宮に
准行えり、御定なれば此詞に度會乃宇治乃五十鈴川上
爾云々天照坐皇大神とあるを度會乃山田原乃云々豐受
大神と換へ下に荒祭宮月讀宮云々とあるを多賀宮云々
と換へ用ゑられしなりそは此詞は上なる伊勢大神宮二
月祈年六月十二月、次祭詞の次に在るべきを豐受宮を
隔て此にあり又下ある九月神嘗祭豐受宮同祭同神嘗祭

とある此同字は豐受宮に係たる同なる事を知せむ爲に
書るとおほしければ必換用られたる事を脱せしなり云
々○倭姫世記及諸書に雄略天皇の大御世に豐受大神鎮
座の段は皇大神宮託宣久吾祭奉仕之時先可奉祭止由氣
大神宮也然後我宮祭事可勤行也故則諸祭事以此宮爲先
也とあるは外宮は皇大神の御膳つ神に坐す故に先その
神を祭らしめ給ひ其神より祭られ給ひて皇大神は其御
祭を受けさせ給はむとなり此は依て三節祭を始めて諸
祭ともに先づ豐受宮次は大神宮といふ順次あり云々
度會乃宇治云々天津祝詞乃太祝詞乎云々講義云此詞の
上なる二月祈年六月十二月、次祭詞を御使の中臣の申
畢て後に大神宮司の宣る所なり此を宮司より神主物忌

一宣聞すれハ此一於て稱唯ありて共々に皇大神の大前にその天津祝詞の太祝詞を申すかり此詞を宣畢へ其幣帛を進納め然後に齋内親王並衆官以下再拜拍八開手次拍短手再拜如此兩遍とあるは唯拜を奉るのみならず其祝詞を申す心得なること云も更なり若し不然とせば大神宮に向て申す詞に禰宜内人稱唱とあるを如何云ひ解かむとせむ

天津祝詞乃太祝詞 講義云次かゝる御壽乎手長乃御壽止如湯津磐村云々以下の文をいふなり○今按天津祝詞之太祝詞に元來天皇祖神の皇孫命に事依り奉り給ひ御詔詞の事あるを神を祭る詞は凡て其祝詞を本として白すこと邪る故に何れをも天津祝詞の太祝詞と稱へたる

ものかゝる事平田翁の云れあるが如し

神主部云く 講義云禰宜と更かり内人物忌にも荒木田氏なる部を云ふなり下禰宜内人等共稱唯とあるを照應て曉るべし然れば物忌にて神主姓なるハ上の二に屬る者なり所以一稱唯せざるにやあらむ禰宜神主と内人神主と物忌神主と三種あるか故一部と云り部ハ其群をいふ云くさて禰宜内人は職名にて神主ハ朝臣宿禰等の姓の如し皇大神にてハ荒木田氏の人々悉く神主なり云く

物忌 講義云雜例集なる大同本記に神主乃女子等未婚乎物忌爾定云く物忌子乎御饗殿奉入天云く物忌去出神主物忌乎率其殿前侍云くとあるが如し未幼少なるをもて

其父も共に仕奉るなり故此は物忌子と父とをいふ云々
俵物忌とは廣瀬大忌祭と云る如く神を祭るとして供進
る御饌以下の物を齋清め作り仕へ奉る職あり
諸聞食止宣 講義云大神宮司なる人朝廷の大御命を受賜
はりて其天津祝詞を自らも此を申し進り又神主部物忌
等にも傳へ申さしむる由なり宣の俗に申聞る申渡そな
の條下よ委 儲此大神宮司は京より任られ下りて二所大
神宮の神封神戸を奉行する職掌あり云々この宮司を置
れたる始二所大神宮例文大宮司 次第に第一中臣香積連須氣
孝徳天皇御世任とあれば此御代は國造を罷て國司を置
れたれば國司と宮司とを任給へるあり但此時督造助造
とも督領助督とも云て大凡令條の守介等の如くありし

なり

禰宜内人 考云大神宮式に内宮には禰宜一人從六位官大内人
四人物忌九人童男一人童女八人父九人小内人九人外宮には禰宜
一人從八位官大内四人物忌六人父六人小内人八人他宮に禰
禰宜なし大内人二人物忌父各一人などなり○講義云禰
宜内宮の荒木田外宮は度會の氏人ありその荒木田は天
見通命の裔。度會に大君子命裔なりけるが云々大神宮式
は大神宮禰宜一人從七位官度會宮禰宜從八位官とあることなれ
ども恩詔ありて次第に加級すれば五位にも至るめり云
々儀式帳延喜式に至るまで二所大神宮ともに禰宜一人
なりと雖も今現は内宮に十員外宮は七員あるは次々加
えれるなり云々内人の大神宮式に大内人四人小内人九

人とある是なり是れ荒木田宇治二氏を以補せらるゝ定
りなり○玉勝間一云書紀一中臣鎌足公を内臣と爲たま
へる事あり續紀の天平勝寶元年まゝ天平寶字元年の宣
命に大伴氏を内兵と稱せられたることあり同紀一内物
部といふ稱も見えたり是等内とは殊一親一玉一由一あり
されは内人も大御神の宮一親一仕奉る由の稱なるべ
し

常磐爾堅磐爾云々 考云伊賀志御世とは天下に天皇の御
稜威滿行れ給ふをいふ例あり然れば大御壽に續けて其
分ち無はいかゞ○講義云此文の如くよては事足はぎ儀
式帳及行事記一ハ常磐爾堅磐爾伊波比與佐志給比伊賀
志御代爾云々とあり此方にて能く通えたり

阿禮坐皇子等乎母惠給比 講義云儀式帳には阿禮坐皇子
等乃大御壽乎慈比給比とあり

作食 後釋云ツクリダブルと訓べしダブルといふ言は續
紀の宣命かどにもありて古言なり今世言にダブルりい
ふ是なり○講義云行事記にあまた此言の出たる中に食
倍留とあり全くダブルと唱へたりと證あり

五穀乎毛云々 講義云行事記には五穀乎豊稔爾恕奉給と
も五穀豊饒爾恤幸奉給かどもあり

三郡 考云度會郡多氣郡飯野郡の三は全く此大御神へ寄
せ奉り玉へる神の御縣あり○神戸ハ此三郡の外に飯高
壹志安濃鈴鹿河曲桑名にもあれど專なるを擧○講義云
式に三神郡とも三箇神郡ともあり

國々 考云大和は五十戸伊賀に二十戸志摩に六十六戸尾張に四十戸參河は二十戸遠江に四十戸是等を大神の御厨の戸といふあり

處々爾云々 考云大和の宇陀郡に二町伊賀の伊賀郡に二町伊勢の桑名鈴鹿阿濃壹志飯野度會郡々の中に四十二町一段なり是を大神の大御田とす

由貴能御酒御贄 考云由貴は齋あり凡の御物の料とは異にて神饌に供ふるをは右の神田に作るに始より齋清まはり御贄の物を然して奉るなり○講義云由貴の御酒と御贄とに係たるなり二所大神宮ともは年中齋慎て供奉る中に殊は此三節祭の重き御祭なるが故に朝大御饌夕大御饌以下の供進物をすべて由貴とは云なり止由氣宮

儀式帳 六月に始亥時至于丑時朝大御饌夕大御饌二度間量供とある本註に此號由貴と記しその仕奉る所を湯貴

備奉所といひ皇大神宮儀式帳にも此以十六日夜湯貴御饌祭仕奉と記し其料の稻を收るを湯貴御倉と云り此則大御饌を本として其他へも及ぼせるなり大嘗會に悠紀主基といふ由紀を天武天皇紀に齋忌と書れたるこの字の意にて齋慎を清り竟たるをいふなり御酒は大嘗祭に白黒の大御酒を奉る如く神宮にも黑白の大御酒の事あり儀式帳に酒作物忌云々酒釀備供奉とあるこは行事記に黒志乃御饌と云る是かり清酒作物忌云々碓舂白御酒備設作奉とあるは行事記に白志乃御饌とある是也云々清酒とあるは白御酒の事にて止由氣宮儀式帳に火無清

酒と云と同物なり今世甘酒といふ物此類也 黒酒は今いふ清酒にて
止由氣宮儀式は火向神酒といふ是あつるべし御贄の御饌
の更にも云はき海山の味物を云なり

置足成天 後釋云こは心得ぬ書様なり足波志とあると高
成とを合せて云なるべしタラナシと云詞尤有べくも
あらき〇講義云世記に置足天と見ゆ行事記に載する置
所足氏とあれば例の如くタラハレテと訓べし

大中臣 講義云大神宮司を云り考に御使の中臣を云と云
れたれと然まはあらき云々大神宮神封の荷前御酒御贄
を禰宜内人以下人々を率ゑ參て太玉串の前よりうづくま
り居て其由を申し進るまを云なり

太玉串 考云式の此祭の次第に着木綿賢木是名太玉串と

註せり其言の下は大神宮司并執太玉串とあり御使の玉
串を執事見え云々〇今按にこは講義の説の如く大神
宮司の執りあり然るを考には使中臣のことと思はれた
る故に疑はれざるにて委しからせさて太玉串を奉る状
また玉串の由來あとの事とも儀式帳に委し

隱侍天 後釋云捧け持てその串は覆はれたる状をもて云
かり笠を着るをも笠に隠ると云にて知るべし

荒祭宮云々 講義云こは右二宮とも此天津祝詞を申して
幣帛を奉れと大神宮の禰宜内人等に宣ふなり度會宮に
は多賀宮
にも云々と言を換カ若て此詞を其祭日に持參て其大前より
申す事なり儀式帳に記さざると雖止由氣宮儀式帳に以て
七日高宮祭供奉告刀申とあるにて知れたり大神宮年中

行事十七日高宮御祭事堪事之禰宜十八日荒祭宮御祭事玉申大内と見たも是也云々○儀式帳に以十九日未時人中詔刀月讀宮祭行事四神殿在西宮二殿一殿坐伊佐那岐尊靈東方二神殿在之中一殿坐月讀神一殿坐同神荒魂此先西宮拜畢即退東方向禰宜告刀申申畢朝廷幣帛并御馬等波即其宮内人爾預供奉云々

九月神嘗祭

考云大神宮式に九月神嘗祭

但朝廷幣數大神

宮御衣三匹

禰宜預五月収封云々式又云米三石三斗酒

米拾石雜供料米廿五石鹽壹石神酒廿三缶諸國の神税を

事見小稅二百三十束

以一把大稅一百八十束

以五把斤稅

一千二百二拾二束

斤ハ此外種々あり度會同祭御衣二

匹同上云々同上小稅一百廿束大稅八十束斤稅八百束

の外其數ハ減めれど皆そなはれり兩宮攝社にも各進る物ありかくて左に曰右月十六日祭度會宮十七日祭大神宮禰宜大内人各着明衣分頭左右宮司立中次使忌部捧幣次馬次使王入就内院版位使中臣申詔刀亦神宮司宣祝詞餘儀同月次祭○講義云二所大神宮ともは年中諸祭中に三節祭を重としその三節祭の中に此神嘗祭を以殊に重くする所なり續紀に延曆九年九月甲戌奉伊勢大神宮相嘗幣帛と見えたり朝廷に於ても其式甚嚴重かり幣帛使を立らる大内の御神事の祈年月次神嘗ともは中祀の一なり諸司此爲齋又廢務なり是を以て今日の御神事の他に異なるを知べし全く皇大神を尊み奉り給ふ餘り

に今日ハ兩宮ヲ限れる御祭也○四時祭式に神嘗祭の條
に右當月十一日平旦天皇臨大極殿奉幣事見儀式其使諸王五
位以上及神祇官中臣忌部官各一人給當色執幣五人使從
者三人各給潔衣布一端但齋王參入之時就御座於大極殿
事見儀式とありて齋内親王伊勢に趣かせ玉ふ年にハ大極殿
にて行れ八省院に障ある時は神祇官廳にて行はるゝこ
となり云々公事根源例幣の條に一日より今日に至るま
て僧尼輕重服の人參内せぎ是ハ大神事ある故也例幣と
ハ伊勢大神宮へ御幣を奉らせ給ふ毎年の御事なるハ依
て例幣とは申すかり云々同書に養老五年に始て官幣を
被奉と有こそ疑ハしけれは續紀に養老五年九月乙卯
天皇御内安殿遣使供幣帛於伊勢大神宮并以皇太子女井

上内親玉爲齋内親王とあるをいはゝ事始と云べきに似
たりと雖例幣の事ハ其後の紀文とても載られせ此ハ齋
内親王を進らるゝに就て其例幣の事を云るなれば此を
立て始とは定め難かり既に夫より以前に出來たる大寶
令に季秋神衣祭神嘗祭と相並記されたるを思ふべし後
記にも九月に御使を參らせられたることを記されたる
にハ何か子細あるに依りてなり其心して見るべき物な
り云こは甚も久しき神代に起りたる事にて中々人世に
定る所からば天皇の同大殿ハ座し程ハ天皇の新嘗と皇
大神の神嘗と同時に有て行はれたるなり神宮を伊勢に
定められたるより九月と十一月に相分たせ玉へる事既
に大嘗祭の條に云ふが如し云々○四時祭式に伊勢大神
宮神嘗祭云々今云こは上にしければ畧すとある大神宮式

に朝廷幣とある是也云々此詞は常母進流九月之神嘗乃
大幣乎云々令捧持氏進給とあるは此を云なり大神宮式
に使中臣申詔刀とあるは此か事儀式は好申互進禮と
あるよて知られたり大神宮式に九月神祭祭とある幣帛
と大神宮司の宛奉る所よて其詞はこの次に見えたり宮
司宣祝詞とある是なり云々○大神宮式に九月神嘗祭云
々と幣物の事を記せる終に右月十七日祭大神宮禰宜大
内人各着明衣分頭左右宮司立中次使忌部捧幣次馬次使
中臣次使王入就内院版位使中臣申詔刀訖亦神宮司宣祝
詞餘儀同月次祭と見えたり右は幣物の例なりといへど
も大神宮に寄奉る三箇神郡并六所神戸及諸國神戸の調
庸田租を貢奉る其御祭なり荷前と云え先づその先荷を

奉ることにて祈年月次祭詞に荷前者皇大神乃大前爾如
横山打積置氏殘手波平聞看とある是にて皇大神の神嘗
は九月を以奉らせ玉ひて天皇の大嘗は十一月に聞看す
御事也この九月と十一月に定れることは師説に神宮
朝廷の古建子の正月なりし頃の十一月を以て祭られ
仁曆運記考よ云れよる實に然る事なり
皇御孫命御命 講義云命字落たり今源齊恒朝臣の技本に
依る○今按にこの命字あるべき由の考にも云れたり但
し古くは皇御孫乃命止稱辭竟奉なといふ例もあれど此
は猶あるぞよき
九月之神嘗 講義云神封神田より神宮に貢奉る當年の新
物ともて祭り奉るか中に新穀を以始めて大御饌に忌炊
き奉り又白黒酒に醸し供奉る神事あるが故に神嘗と云

て朝廷の新嘗と其事異ならざ云々

大幣 講義云この神宮の神嘗祭に付て奉らせ玉ふ内藏寮の御幣あり

某官云々 講義云大神宮式に神嘗祭幣帛使取王五位以上ト食者充之云々

○

豊受宮同祭 講義云大神宮式九月神嘗祭の條に右月十六日祭度會宮十七日祭大神宮と見えたり朝廷にて幣を班るゝ時も先度會宮次大神宮とあり

天皇我御命以玉 考云右の五十鈴宮にては皇御孫命と申し山田原にては天皇と宣せらるゝは此頃に至りては豊受皇神として祭り玉ふ故とも云べけれど上の詔刀ども

は然分てる由も見えねは此詔刀書る時々の違ならむ○講義云大神宮のよは皇御孫命大命以とあるをかく異なるとは後れて出来るならむかとも思へども然に非ぞかよもかくよも云々其頃の習俗よ依れるなり

皇神前爾 講義云上なるは豊受皇神云々とあるをかくも

申す事は後紀天長三年の告文を始めて枚擧に暇あらざ

○

同神嘗祭 講義云こは二所大神宮に通じて申詞なる事六月々次祭に於けるが如し此なる同字ハ上の二を合て受たること既に云り六月々次祭ともよ同祭の祝詞あるを別條に出されたる事は上あるを使中臣申す所よして唯幣帛の事を稱り此文ハ大神宮司の宣る所よして御酒御

贄懸税とを擧て神嘗の由を云るなり
申進 講義云儀式九月十一日奉伊好申互奉禮と大御命
宣したまへる其を指るなり江次第には如常能申互進と
も常毛奉流長月乃神嘗乃御幣曾汝中臣能申互奉禮とも
あり云々

懸税 考云税の本をいはゞ賦役令義解に凡官稻之源出自
田租即分爲三一曰大税二曰粃穀三曰郡稻也此税一國
一國に貯置也たとへば十五万束の稻を民に割付て貸し
其元を大税と云て毎年に動き置く也さて貸たる利を取
て京へ上る是を粃穀といふ粃よて上る故の名也右の大
税を田力といふは春百姓のかりて田を耕す力とする由
かり然るを神田の稻と貸す事は無れと爰に元公田の税

の名を借て書しのみさて既に大神宮式を引が如し五十
鈴宮に小税二百三十束大税一百八十束片税一千二百二
十二束とあれば如横山積置べしそれを懸税といふ事い
ふかしくて伊勢人に間に此祭には新稻の穎を束ねて竹
に着て數多奉ると云へりさらは其懸て奉りしを大前に
立おくをも如横山と云べし古き物語文かごよも此事あ
り又田舎にて新稻を小竹の末に着て初穂とて奉ること
あるも是に似たり○講義云懸税ハ世記に所謂懸久眞な
り大神宮儀式帳に細税大半斤ナカ太斤オホといひ止由氣宮儀式
帳に細税ソホ大税オホ懸税ケン稻といひ大神宮式に小税大税斤
税とありて合て三等也細税。細税。小税。同。大。半。斤。大。半。稻。斤。税。同。ヒ。キ。事。合。せ。見。て。知。る。
懸久眞と云ハ右の三等乃差別を立だしていふ稱なり

世記に拔穗爾令拔天皇大神御前爾懸久真爾懸奉始支云
く千稅奉始事因茲也と見えたり懸久真とは懸米といふ
事ならむ和名抄淡路國郡名に神稻久万之呂とあるも何
れか神封の田地に付て號たるあるべし云く世記に云く
先穗乎拔穗爾令拔半分大稅令苜皇大神御前懸奉拔穗者
號細稅號大苜大半^{ナカ}氏御前懸奉仍天都告刀千稅八百稅餘
止由互仕奉也云くこの趣にては此一基よして千穗八百
穗に茂れるを拔穗よ令拔て細稅と名つけ其を一束とし
大苜と云その半分を束ねて大稅とも大半とも號たる也
云く細稅は大神宮儀式帳及大神宮式とも^ニ以一把號一
束とあり斤稅一束を十分たる一かり大半斤又大稅とも
云細稅に對せり儀式帳及大神宮式とも^ニ大稅以五

把爲束とあり此を二合すれば一束となるなり大斤は止
由氣宮儀式帳よ^ニ懸稅とあり打任せて世にいふ一
束なる故よ別よ名目を立されども細稅大稅と云に對し
て大苜とは云初るべし云くさて懸稅は内外の玉垣
に懸奉ること二所大神宮儀式帳に見えたる所なるが神
田の御稻は拔穗の任に正殿の下に置奉り御倉よ納奉る
例なり云く此神田の拔穗稻ハ右の細稅大半斤大斤の外
也云く

千稅云く 講義云たゞ數の多きを云り行事記なるよハ千
稅餘八百稅といへり
九月十七日 考云豐受は十六日ちふ事略て註とせ

齋内親王奉入時 考云齋王改り立たまふ時を九月の初の
間マに齋宮へ下り着まして此神嘗祭イハヒに初めて仕奉りたま
へり故に神嘗祭奉る詞に次て此詞は申させ玉へりさて
齋王に立玉ひて初め野宮に坐す事三年その三年に當る
八月の末に京を立まして九月の初に伊勢へ至り給へる
事後の紀どもに見ゆ入たまふ日はトへて定む仍て朔日
或は四日かども有とされども是は後の定めにて古へ天
武天皇の御時は十月元正天皇の御時は四月聖武天皇の
御時は九月ぞ伊勢の齋宮へ入たまひしイハヒ講義云本に奉
入とあれど今は出雲本に従へり齋宮式イハヒト定吉日臨河
拔禊參入於伊勢齋宮とも九月神嘗祭使云々當齋王參入
之時即倍從參入とも書る例われバ也云々イハヒ齋内親王と

聞ゆは皇御孫命の御手代として掛卷もいとも畏き天
照大御神を齋奉らせ給ふ由に縁る稱なり其始皇大神皇
御孫命同大殿同御座に坐て神物官物未た分れざりし間
は皇女等の其祭祀を主りたまふ、故を以崇神天皇の大御
世より以降皇女を託奉り給ふ常典となりけるならし云
々イハヒ齋宮式に凡天皇即位者定伊勢大神宮齋王仍簡内親
王未嫁者ト之云々とありて種々の公事神事等の事あり
進神嘗幣詞申終次即申云 講義云此まで題號あり其詞は
次に擧たるが如し云々さて此詞を神嘗の詞分として奉
始たるは元慶の度にや在けむ然ればこそ此儀式にも載
せられざるなりけれ三代實錄元慶三年九月九日丙申伊
勢齋内親王入齋宮是日云々天皇御豐樂殿令發齋内親王

天皇喚_二中臣云々右大臣代_二天皇勅曰常毛發遣留九月神嘗幣帛會汝中臣如常久申天奉進_{禮止}宣云々又勅令_二奉進留齋內親王波此依恒例_天三箇年間波齋清天天照大神乃御杖代爾定天奉進留內親王會中臣宜爾告介申天奉_{禮止}宣云々とあるを神嘗の幣帛使_二齋王を託ふまふ事の物_一見えたる始なり云々○此に神嘗祭詞の辭別なるが故_一齋内親王參入時詞とは記さざ次へ直_一續けて有つるを何時よりか別行に分ちて終_一此詞の題號の如くなれるあり故今も本のまゝにして改めざ

辭分_豆云々 考云上_一詞ありて次にかく擧いふ事既_一多し○講義云辭分_豆申給久は上の九月神嘗祭詞を申畢て次_一此齋内親王を奉らせ給ふ事を申させ玉ふかり

今進留 講義云齋内親王初めて神嘗の祭場に參入給ひて其儀式_一預り奉仕らせ給ふその現在奉進るといふ義也

齋内親王波 後釋云この波てふ詞は必_一乎とあるべき事なり御杖代と定て_一續く語なり波にては叶はき○今按に此説さる事かれど諸本同トければ妄に改め難し故姑く本のまゝ_一なほおくなり

三年齋比清_{麻波} 考云右に云が如_一偕古へ大和の都にて泊瀬に初めの齋宮はありき山城の都と成ては野宮なり

御杖代云々 考云垂仁天皇紀_{小書}一_一以_二倭姬命爲_二御杖代_一貢_二天照大神_一新撰姓氏錄に山猪子連等仕_一奉_二上宮皇太子御杖代_一かぞあり○講義云御杖代_一御杖實_一なり垂仁天皇紀一書

に云く考よ引るさて御杖とは皇大神宮の御杖代と申す
ことにて天皇の御杖の意にあらざ此は其御手に附て傳
き奉る事を云かり儀式帳大物忌職掌の條に此皇大神乎
項奉齋内親王朝廷還參上時爾云く以川姬命大神乎令傳
奉互從其時始氏大神專手附奉氏令傳奉とあるをもて其
御杖代の意を思ふべし然れば代は物實禮代などの如く
其下に添云にて御杖は皇大神よ係り代は齊王に係りた
ること明けし云く

堅磐爾 考云堅磐にとのみ云ふ言は無し此上に常磐爾乃
三字を脱せし物からむ

御座坐志米後釋云オホマシマサシメムと訓べし大座坐
といふ事古言に多く例あることあるを云くおはします

と云も大座坐の約りたるなり云々

御杖代止進給布御命乎 講義云上よ齋内親王波依恒例氏

三年齋比清麻波御杖代止定云くの結び也御命ハ群行の

時天皇の中臣を喚て仰玉へる御命にて江次第に又勅令

奉進齋内親王者此依恒例氏三箇年間波齋清氏天照大神

乃御杖代仁定奉進内親王曾中臣宜久吉久申互奉禮宣と

あるをを受賜えりて中臣乃此詞を以て皇大神の大前に

申すなり

大中臣 考云御使の中臣なり

茂梓 考云嚴カキ矛也○講義云今いふ杖の如き棒にて其製は

檀木を以爲るかり此を思ふに伊箇ツ之の伊は發語にて檀

梓かり○今按に古へ梓と云くには今所謂棒といふ物も

有ること古人の説もあれと伊加之を櫃の義とすは如何あらむ然れども必き然らきとも決め難くおほゆれば引出つ

中取持氏 考云矛は柄の中らを握持つなるをもて神と君との御中を事宜しく執成申す由に譬へたも言なり既も云る如く舒明天皇紀に大臣所遣群卿者夷大臣蘇我蝦中臣紀あるの從來如嚴矛此云伊箇之保慮取中事而奏請八氏の人も神在るも神と君との中故能宜自叔父云く取る由にて中臣と云名あり云く○今按に大中臣の事は大抜詞にいひ茂梓云くの事はなほ中臣壽詞に云と見

○ 遷奉大神宮祝詞 考云凡大宮二十年一度造替正殿寶殿及

外幣殿度會宮及別宮諸社皆採新材構造自外諸院新舊通用宮地定置二其舊宮新寶遷取新殿云々凡大神宮年限滿應修造者遣使判官主典各一人但使孟冬始造之神宮七院社十二處朝熊社等さて此度山口神祭採正殿心柱祭攝社地鎮祭造船代祭營造神寶并裝束使など種々の事ハ式に委しければこゝに略けり○今按に考に記されたる凡云々とある二條とも大神宮式の文なり但し大宮とある大字の下に神字脱たり○後釋云此よの祝詞とあるは他例に違へり

皇御孫能御命 後釋云孫の下に命字あるべきを落たるか○今按に如此る例も間あれと猶命字を補ふ方よし出雲本には加へられたり

廿年爾一遍此大宮新仕奉氏 講義云凡大神宮二十年造替
正殿寶殿及外幣殿云くとある是よてそは既に引る如く
雜事記に天武天皇朱雀二年乙酉九月廿日依大左臣宣奉
勅伊勢二所大神宮御神寶物等差勅使被奉送畢宣旨狀備
二所大神宮御遷宮事廿年一度應奉令遷御立爲例也と見
えたる此御例を天地と共に彌遠長に傳へさせ給ふが故
に常例爾依氏とは申す也朱雀三年以往之例二所大神宮
殿舍御門御垣等宮司相待破損之時奉修理之例也而依件
宣旨定遷宮之年限又外院殿舍御倉四面重々御垣等所被
造加也とありて夫より以來東西定て更其地に大宮
柱太敷立高天原千木高知て稱辭定奉ること書典に記
すまでもあらざ見たり聞たり人の能知れるが如し

御裝束物云々神寶云々 考云この御裝束神寶を式よ委

し

儲備氏被清賣 考云宮材を採る山口祭の時より始て度々

の被あり殊に御裝束を奉る前には大裏を始めて京城近

江伊勢また大神宮よても御使立て祓の事あり

辨官某位云々 考云是は造宮使の外よ右の裝束雜物を送

奉る御使に辨大夫一人史一人史生一人宮掌一人使部二

人太政官より出立なり神祇官よりも史史生神部卜部等

をして部領に送奉る也又九月十四日粧飭度會宮十五日

奉徒御像御船代同日粧飭大神宮十六日奉徒御像○今按

に大神宮の御事は延暦大神宮儀式帳同豐受宮儀式帳延

喜大神宮式建久大神宮年中行事記また大神宮雜事記の

類を併讀て詳なる事を知べし

○

遷却崇神 今按に考に祭詞二字を加へて理に依て補ふと
あるを後釋し祭字はさる事かれと詞字は例し違へり
云れたり○講義云上件祈年祭より以下遷奉大神宮祝詞
までは凡て四時祭の統屬なるを此より以下出雲國造神
壽詞に至るまで三段は共に臨時祭の部類にて其事其臆
を得て被行る、神事なり但右の四時祭といふ中にも大
奉入時及遷奉大神宮祝詞の二段は毎年の事に非れど
も此二つ共に九月神嘗祭の度に在が故に今も四時祭詞
の統屬に入れたるも其實は是も臨時祭にあ臨時祭式をも
る事なる由其詞の下に注せるが如しさて
て堆すに遷却崇神祭といふ條あること無しと雖此詞の
題號とは其祭號の異にして載られたるべくはえたれ

は此詞文とその臨時諸祭の幣物とを合せて曉り得べき
凡ての例し倣ひて今此を校合せ見るに似着しき物種々
あり其一は霹靂神祭の幣物此詞に載る所と大に同トき
が其終に右荒魂和魂各中分並煮粥而祭若新有霹靂神者
依件鎮祭移棄山野とあるは詞に皇御孫尊乃天舍之内爾
坐皇神等波云々自此波四方乎見霽山川能清地爾迂出坐
氏宇須波伎坐世止云々とあるに叶へれば此其迂却崇神
祭の一なりとは知られたり二は同式に羅城御贖とい
ふ一條あり云々その羅城御贖に次ては八衢祭云々と見
えたる幣物の員數の大凡此詞に載る所と同じきえ彼四
時祭式に六月晦日大祓ありて已然の罪穢を清め道饗祭
を行はれて未然に禍災を避くとその旨全く一なるは大

に所由ある事也云々臨時祭式に付て事状を考るに或は
 霹靂の度よに當りては其怒氣を山野に移し或は八衢祭を
 行はれて京城内の妖氣を攘ひ或は疫病の時かとはその
 疫神を祭りて不正の氣を逐ふかどそれもこれも崇神乃
 心なるが故にそを祭り和め遠く迂し却ふにつきては何
 れにも此詞を用ゐらるゝものと見ゆれば臨時祭式に別
 遷却崇神祭といふ條は立らるまじきことなり云々三
 には臨時祭式に宮城四隅疫神祭云々畿内十處堺疫神祭
 云々とあるハ上ある通饗祭の條に注る如くその疫神と
 云は疫を防ぐ神にて所謂障神祭あるが古く有來し事
 なるを如此其處を定められたるに續紀寶龜元年六月壬
 辰朔甲寅祭疫神於京師四隅畿内十處とある其眩よりの

事なるか云々右の如く迂却崇神祭といふ物乃大体三條
 なるがそれに付て猶つらゝ思ふに此詞は彼道饗祭を
 本に取りて作るも著く彼詞は高天原爾事始皇御孫命
 止稱辭竟奉とあるを此詞に高天原爾神留坐皇事始給比
 志云々とありてその言の狀乃同トク出たるは其を本に
 取て物せるが故かめりさて道饗祭は障神を齋ひて鬼魅
 乃外より來るを路上に饗し過めて其内をして安からし
 むるの祭なるを此祭は或は霹靂或は疫病等の時に當り
 てその荒ひ健ふる神靈を外に迂し出しめてその内にあ
 る所の妖氣を攘ひ逐ふことなり此即ち四時祭と臨時祭
 とに相分るゝ所以なるものなり

神留坐皇 後釋云こは皇御孫命を天降し奉りたまふ事に

つきて云ひ出る語なれば神留坐豆と姑く語を切りて下文乃天降云々へかけて見れば云々

神漏岐神漏美

講義云常には皇親とか親とかの詞を上

におくべきを然らざるは事始給ひしより直に續くが故なり

天之高市

考云高は不ぬいふ言市は天下を集へらるゝ由

なり云々○記傳云市とは四方より人の集る所を云なれ

は必しも物賣者者の集るを京をもほめて高市と云べきか

も神代に高天原よても會八十萬神於天高市と有て人の

集る處をいふ名也大和國の高市郡も神武天皇乃畝火宮

の地に就ての名なるべし○講義云天國の中にて諸神等

乃集會たまふ域を云る神名秘書に天之高市天宮是也と

あるが如し神代紀一書に故會八十萬神於天高市而問之

とあるに正書に八十萬神會天安川邊とあれば天安川乃

邊なる平地乃最高處といふ市とは神等を集る料に設た

る所なるを以いふ後に交易人乃集ふ所を市と云も是よ

り出たる也○今按に多加伊知と訓べきことゝおほゆれ

ど古事記に多氣知と見え和名抄にも多介知とあり古く

より約て云ひ習ひしあるべし

我皇御孫之尊波云々

講義云此段すべて大祓詞に同じ但

彼詞には荒ふる神を神問ん神攘ひの事を文の中間にて

云ふを此ハ末よ廻して其事と委曲に云む爲に此よは省

けるなり云々彼詞は此國を安國と平く知食を御事を專

と立て此詞は今も荒ひ健ふる神のあるに當りて尤迂却

ふ事なる故に荒ぶる神乃言向の事を云ひ列ねて即此詞の首尾を全くする故にその差異格別也○天より降りつき玉を大綱を先づ此まかく云おきて次に荒ぶる神云くの事を演て小目とせりなり

神議給時爾諸神等皆量申久考云上の議は漢ぶりに書き下乃量は皇朝の言を專として書つ○皇朝にはかるといふことは手を以物を量るがもとなりそれを轉じて目もてはかり言もてはかるをも云りそは上下の言にて明かゝ分るめり漢國にてえそれをことくま字を造りて目ぢるしとせり云々

天穗日之命 考云此命は須佐之男命の御子也○今按に此神須佐之男命の吹生し玉へるなれを天照大御神の御統

玉を物實とすれば天照大御神の我御子也と詔ひしこと紀記の本文の如し然るをたゞ考の言の如く云ては皇統も須佐之男命より出たる如くよていかゞなり此は大義に係る事にて思ひ誤る人もあれば殊さらしに論ふなり

健三熊之命毛隨父事互考云父は穗日命事ハ言なり○今按日本紀に大背飯三熊之大人亦名武三熊之大人とありこは古事記なる建比良鳥命と同神あること古史傳祝詞講義等に委し披き見るべし

天若彦 今按に天若彦がこと紀記に委しく人も大方知れしが如し

高津鳥殃云々考云此は名無雉を云り云々○講義云こは天神の御罰なれば此を殃といふべきならぬども云々

は國つ神のさる所由の知らざる間乃諺を以傳へたるなり
り大祓詞ある高津鳥災もそれに罹れる人の方よりこそ
ハ災とも云べき狀ありけれ實には天神の御罰なるも有
なむが爲にその本源より正して其罪咎を攘ふなり云々
更量給_氏 講義云先に征伐として遣されたる天若彦の然
しも壯士なりしも其威力足らざりし故に國神に率_シられ
て遂に忠誠からず成りそれにつきて身亡にしかば更に
事を改めて議り玉へるあり更字大に力あり心を留めて
見るべき也

經津主命健雷命云々 今按にこの二神のこと日本紀に詳
かり

神攘く給云々 講義云神代紀一書に故經津主神以岐神爲

郷尊周流削平有逆命者即加斬戮販順者仍加褒美云々と
あり右の有逆命者即加斬戮ハこの神攘くに當り販順者
仍加褒美ハ此乃神和く當れり云々

如此久天降所寄奉志云々 考云こゝの句とも大祓詞に全
く出てそこに考もいひつ〇講義云當世乃天皇乃大宮造
乃事を申さること全く大祓詞と同じ上は皇孫尊云々天
降寄奉支とあるは天より始めて下り來坐る瓊々杵尊乃
御事を申せるが其初國知志ハ大宮造の事を一は兼て云
降せるものかり

天之御蔭云々 考云仕奉の上は美豆乃御在所ちふ言ある
べきをこゝは省きて次下に云も文也〇講義云上は天
之御舎の事あるべきをそは下へ廻して其用ある所に置

て爰大祓詞にかく云て其天之御舍を造仕奉ることを申せる也
御蔭止隱坐とあるは下に御舍の用なきが故なるを此
と其天の御舍之内爾云々

安國止平

久氣知食武

講義云天神等の上件の如く此國乃荒

ぶる神を言向けさせ給ひ皇御孫命乃安國と安けく知
めすべく物し玉へれば其御殿乃内よ於て其妨け奉るこ
と乃無き筈の事なれば先此にかく云て下よ神等の荒び
健び崇ることを述て其義を戦はせたるなり

天御舍之内爾坐

講義云天皇の御殿に崇をなして坐す神

といふほどの事なり天御舍は古事記に天之御舍とあり
かくて天、某と云は天上の物え凡て美多く麗しきを其に
擬ひ物するをいふ云々坐は次に荒備給比健備給比崇給

云々とあるその如くあるて天皇の大殿内に在るを云り○
今按に後釋に内爾の下に入來なむ乃字ありしが落たる
なるべしと云れたる一とたりは然る事の如くかれと講
義の説よて聞えたれば本のまゝにて宜し

皇神等 講義云何れの神の御心とも知られぬもあるが爲

よ廣く皇神等といへるなり

荒備給比 講義云上よ荒ぶる神等を神攘く平氣武止云々

荒振神等を神攘く給比神和く給云々と見えたる天神の
御趣けよ對て云る也下に高天原爾始志事乎神奈我良毛
所知食豆と有を照應て知られたり

健備給比 講義云動作乃一途に強悍して他よ顧る所なき

を云て常よ武勇を云とは異なり

崇給 講義云神等の御怒ます時は災異をもて示し給ふが
此は荒ふる神の荒びをも神の御心は怒ります事ありて
崇り玉ふとは云ふあり

高天之原^ニ始志事乎云々 講義云皇孫命乃御世乃次く受
給ひ保給ひて天下は敷給ひ行ひ玉ふ大御政はしも皇祖
天神乃御事依し坐る神代の古事に依せ給はざる所なき
を殊に天社國社乃皇神等と齋き祭らせ玉ふ御業はしも
高天原に事始て傳へさせ玉ふ所あり云々崇神を迂却こ
とも申迄もなく皇祖天神の始させ玉ふ所おればかく高
天原に始志事と云へり

神奈我良毛所知食豆 考云この理を云ひ明らかむとして上
は天津御祖乃詔云々の事をもを擧いひたるは文理宜し

きなり○神奈我良毛は孝徳天皇紀の詔に惟神者謂
自有神我子應治故寄是以與天地之始君臨之國也また万
葉に神隨神佐備世須登とおほくよめり即ち神におはす
がまゝにちふ言也こゝはそれを本より知おはする神に
更に申す由に云りおからちふ言後世人乃おもふとは異
にて古はそのまゝといふ言にのみいへり○講義云孝徳
天皇紀云々万葉云々こは高天原に事始め玉ひし神魯岐
神魯美命のこと依し奉りたまへるまにく奉り行はせ
給ふ事よて其事の有べき状は物し玉ふ謂也○崇をなす
神も神にてませは此天宮事を疾く知ろしめし辨へさせ
玉ふとなり

神直日云々 考云上乃大殿祭の詞に云つ○講義云その荒

ひ健び崇りまゑ、禍事をもて直し玉ひてそを迂し却ふ
其神乃持罷り退玉ひてなり

自此地波

講義云天皇乃御舎の内を云り

但その大宮所の
總てに係れるこ

と云も更なり此地と
あるを以ささるべし

四方平見霽云々

考云光仁天皇紀の詔にも見行弄賜牟山

川能淨所者ちふ言あり○講義云高き處を云へり祈年祭

月次祭乃大神宮詞爾皇神乃見霽志坐四方國云々とあり

そは上天より此國を見霽かし坐すを云なるが此は山川

乃清き地より四方を見霽すを云○今按に山川ハ山と川

とかれは川を清て訓べし濁りて訓は山乃川といふ事に

なるなり

遷出坐豆

講義云その祟を爲居此地よりは山と川との清

き地へ移はし出し奉るまにく出行はせたまへとなり

宇須波伎坐世

考云この言は古事記に間大國主神云々汝

宇志波祁流葦原中國者云々万葉に宇志播吉伊麻須諸能

大御神等また宇を借ては牛掃神牛吐あども書たりこ

ゝ宇須と有と音通へりかくて言の意は丹波道主王と申

を美知宇斯王とも書たるをむかへて宇志ハ主乃意ある

を知り波伎は張かり万葉に山吹を山振と書支茅子を波

利ともよめり如く伎と利と通はしいふこと常也然れば

こハは山川を主張坐ちふあと也○記傳云これも然るこ

となれと猶張を波久と云る例なけれはいかゞ波久は佩

刀着沓かどの波久と同じく身は着て持つ意ならむか猶

考ふべし

見明物止鏡 講義云鏡は向ひ見る料乃物なる故に云り明

は詔辭解に物を見て心を晴すなり云々

翫物止玉 講義云見めで、翫弄也 玉を手に取持て賞翫ふ

射放物止弓矢 講義云弓を引放て物を射るを云なり

打斷物止太刀 講義云打は討かり斷は切り云々物を刈

斷つ故に太刀と名けたるその用を云也

馳出物止御馬 講義云馬は走出る料ある由あり

米爾毛云々 今按に鈴屋大人は疑はれたれと講義に米爾毛

は右乃和稻に當り穎爾毛の右の荒稻に當れ、バ姑く本

のまゝにて有んとぞ思ふと云へるに従ふべし

八物 今按に考ふ八取机物といふを略ける也とてヤトリ

ノモノと訓れ後釋には凡物の誤かりとてツクエモノと

訓ミ凡代物ツクエモノと云に同じとあり

御心毛明爾 考云荒ぶる叱は心くらく和める叱は心明か

なり○講義云明の其迂却らるゝ、依て幣帛をも奠らる

ることゝを隈なく聞食てなり○神をがら鎮ます神にて坐

す任に高天原に事始めて皇孫命の御世の次々行えせ玉

ふ神事なることを明に知食て山川の清地に迂り却ぞき

給ひて其地を宇須波伎坐て御心も和かに鎮り坐せとい

ふかり云々

○

遣唐使叱奉幣 考云臨時祭式に開遣唐船居祭 住吉社と有に

同くあるべき也云々同式に開船居叱神祇官差使向社祭

之とある是也船居とは湊に船を留め置く處をいふ續日

本紀に播磨國の某か船居の地を奉りて位を賜えりしこと
もありさて開船居とは初めて其湊を榜出るをいふ万
葉に朝開してこぎ行かど多くよめるを擧て冠辭考に委
しく云ひつ異國御使遣さるゝ事推古天皇十五年紀に大
禮小野妹子遣唐國とあり云々

住吉 考云是は神代紀に伊弉諾尊筑紫意原に身禊して生
玉ふ底箇男中箇男表箇男三神也さて神功皇后新羅より
歸ります叱此三神の教に依て穴門山田邑に其荒魂を祭
らる其明年皇后の御舟攝津國牟古水門に入給はむとす
るに御船回て進ざりし叱この三神誨へ玉はく吾和魂居
大津淳中倉之長峽使因看往來船於是隨神教以鎮座焉則
平得度海と紀に云り此大津に即万葉に住吉の三津に船

延ハ延
誤ナリカ

乗りと遣唐使のことをよめる同ト津なり○神名式に攝
津國住吉郡住吉坐神社四座名神大月次
相管新管とあり是は其後
神功皇后をも齋ひ奉りて四座と云り○住吉は須美の延
ちふ假字はありて須美與志ちふ言は無し古へは吉を延
と云り云々○講義云住吉社に付て祭ることば古事記韓
國御言向の御諭言に是天照大御神之御心者亦底箇之男
中箇之男上箇之男三柱大神者也云々我之御魂坐于船上
而云々以可渡とある如く彼韓國を歸せ玉ふこと天照大
御神乃大御心と専ら此住吉大神の執行はせ給ひし古事
のあり故に徒に船路の守護のまならむ凡て外國の事に
此時より始めて預り玉ふ所謂あるが故かりそは新羅を
平竟て歸り玉へる條に再以其御杖衝立新羅國主之門即

以墨江大神之荒御魂爲國守神而祭鎮還渡也とあるをも
て知るべし

稱辭竟奉 今按に原本にこの稱字なきを考ふ補はれ講義
にもそれより從へり

大唐 考云唐法を受るにあらぬに大と貴ぶを奈良人のひ
が言也云々○今按にこれのまならず後にも大明などい
ふ皆同じ非事なり但し古くは唐國をも蕃例に入たる御
さためなれば大字必しも貴きてはあらざ此事鈴屋大
人氣吹舍大人なども云れあることあり内外の別を明か
にせむ人よく心得居べきことあり

使遣 左 牟 考云遣唐使なり○今按に考ふ使の下に者字を
補はれたれどそは非なることと下に擧る後釋の説にて知

べし

播磨國 利 與 講義云上に使遣はむとある大御使の播磨國よ

り船乗して其船居を開き渡るを云なり○今按に此ハ室
津かること講義よりいへり

船乗爲豆 後釋云乗下かる止字は後人のさかいらに加た
るものにして船乗してなり

使者遣 止 佐 牟 後釋云者は辭なりされは此使も上に云る使

と一にて遣唐使と云なり云々後の心もて思へば同じ遣
唐使のことを二たび云はむは煩しき様あれども如此云
ぞ反て古語のさまにありけり

教悟給比那我良 考云これも既に云ふ神隨のなからにひ
とし教へ玉ふまゝにちふことなり

船居作給波部禮

今按に考にこの頃難波の湊塞れる事ありて播磨の津より發んと議り給ひしに神の御誨ありて忽船津の開げし時の事と見えたりといひ此詞のさま奈良朝に此事有しを續紀に漏れたるか又奈良より上代の事かりしを後にかく稱へ申せるかと云れたるを講義に古事記に仁徳天皇乃御代墨江津を定め玉ふとある所の傳に依りて住吉社をも住吉津をも今の地に迂し給ひしは仁徳天皇の御代にて凡て此大神は異國の事を知看を故に唐國へ御使遣はず吃も殊に此津より發船するなるべきことを擧げ此詞の源由は三韓の日本府の宰を遣はず吃し起れるなるべきことかど委しく見えなれど所狭ければ引出き

禮代乃 考云この言次乃神賀詞に神禮自利臣禮自といひ

續日本紀の伊勢大神宮への詔爾禮代乃大幣ともあり其外にも見ゆるやばるやまひかへり申す事代はその奉る物實をいふ古事記に安康盜取其禮物之玉崇神天皇紀に取倭香山土裏領巾頭祈曰是倭國之物實反之これ等なり云々

幣帛乎官位姓名爾使捧賚氏 講義云臨時祭式に開船居祭云々右神祇官差使向社祭之と見えたるこれなり

進奉久止申 考云こは御使の宣ふ詞あり又この吃住吉の祝部の申す祝詞もありつらむ万葉十九に天平五年遣唐使に饒すも吃の歌に住吉に伊都久祝が神言と行得も來得も船を早げむ又同吃贈使歌をらみつ山跡國青によし平

城の京師ゆおして難波よくだり住吉の三津に船のり
 たゞ渡り日入る國に遣さゆとがせの君を懸まくのゆゝ
 志恐き住吉乃吾大と神船のへにうはきはきいまに船さも
 爾御立し坐てさしよらむ磯の崎くこぎはてむ泊くに荒
 風波にあはせぞ平けく率て歸りませもとの國家にちふ
 意詞かの祝詞に有をもてよめるなるべし○後釋云此祝
 詞は語とゝのひて古くは古への御代に此云くの事の
 ありと叱に作りし祝詞なるを後まで用ゐられしや



明治十六年二月廿八日出版御届

編輯人

東京勝士族

久保季茲

四谷區四谷須賀町
 三十二番地

出版人

同

平田胤雄

本所區柳島横川町
 十一番地

